

石川県公報

平成 20 年 10 月 31 日 (金曜日)

号 外

(第 73 号)

目 次

- 告 示**
- 鳥獣保護区の存続期間の更新
 - 休猟区の指定

(自然保護課) 1
(同) 2

○特定猟具使用禁止区域の指定 (同) 4

告 示

石川県告示第573号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項の規定により、次のとおり鳥獣保護区の存続期間を更新した。

平成20年10月31日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 名称

七尾西湾鳥獣保護区

2 区域

七尾市舟尾町地内の舟尾川河口左岸と海岸汀線との交点を起点とし、同所から同汀線を西に進み同町川尻川河口を経て平成橋との交点に至り、同所から東に起点を見通す線に囲まれた区域、平成橋東端を起点とし同所から内海に面した汀線を南南東に進み深見川河口との交点に至り、同所から同汀線を北西に進み、大津川河口を経て、同汀線を進み起点に至る線に囲まれた区域及び通称奥原潟と呼ばれる区域

3 面積

200ヘクタール

4 存続期間

平成20年11月1日から平成40年10月31日まで

5 保護に関する指針

(1) 指定区分

集団渡来地の保護区

(2) 指定目的

当該地域は、七尾西湾並びに大津潟及び奥原潟を中心とした区域であり、周辺には水田が広がっている。このような自然環境を反映して、マガン、コクガン及びコハクチョウを始め、多数の渡り鳥が中継地として利用する重要な区域となっている。

このことから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第28条第1項に基づく鳥獣保護区に指定し、鳥獣の保護繁殖を図るものである。

管理方針

当該区域は、昭和58年（1983年）から現在まで七尾西湾鳥獣保護区として保護されてきており野鳥の生息環境に恵まれた区域である。

渡り鳥の中継地として多数の野鳥が確認されており、引き続き鳥獣保護区に指定し、生息環境を現状のまま保全することを基本とし、野生鳥獣の保護を図るものとする。

1 名称

浦上鳥獣保護区

2 区域

輪島市門前町浦上地内の一般国道249号と市道田村亀部田線との交点の浦田橋を起点とし、同所から同市道を北に進み一般国道249号との交点の亀部田橋に至り、同所から同国道を北に進み市道大久保宮田線との交点に至り、同所から同市道を北東に進み、同町浦上大久保地内の山道との交点に至り、同所から同山道を南に進み、市道清太郎水ノ上線との交点に至り、同所から同市道を西に進み一般国道249号との交点に至り、同所から同国道を南に進み起点に至る線に囲まれた区域

3 面積

55ヘクタール

4 存続期間

平成20年11月 1 日から平成40年10月31日まで

5 保護に関する指針

(1) 指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

(2) 指定目的

当該地域は、能登半島北西部輪島市の内陸に位置し、浦上川を挟み南西に水田が広がり、ケヤキ等の広葉樹と杉、アテ等の常緑針葉樹で森林が形成されており、樹木帯及び良好な餌場となる水田環境が保全されており、トビ、ヒヨドリを始めとする多様な鳥類が生息している。

このことから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第28条第 1 項に基づく鳥獣保護区に指定し、鳥獣の保護繁殖を図るものである。

管理方針

当該区域は、昭和53年（1978年）から現在まで浦上鳥獣保護区として保護されてきており、野鳥の生息環境に恵まれた区域である。

当地は、比較的多数の野鳥が確認されており、保護繁殖の環境を現状のまま保全することを基本とし、野生鳥獣の保護を図るものとする。

石川県告示第574号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第34条第 1 項の規定により、次のとおり休猟区を指定した。

平成20年10月31日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 名称

手取川西部休猟区

2 区域

能美郡川北町下先出地内の手取川右岸堤と主要地方道金沢小松線との交点を起点とし、同所から同主要地方道辰口橋を南に進み、手取川左岸堤との交点に至り、同所から同堤を下流に進み、白山市との行政区界との交点に至り、同所から同行政区界を北北東に進み、手取川右岸堤との交点に至り、同所から同堤を上流方向に進み起点に至る線に囲まれた区域

3 面積

236ヘクタール

4 存続期間

平成20年11月 1 日から平成22年10月31日まで

1 名称

美川休猟区

2 区域

白山市湊町地内の J R 北陸本線と手取川左岸堤防との交点を起点とし、同所から J R 北陸本線を北東に進み手取川右岸堤防との交点に至り、同所から同川堤防を南に進み能美郡川北町との行政区界に至り、同所から同行政区界

を南西に進み白山市と能美市の行政区界と同川との交点に至り、同所から同川を下流に進み手取川左岸堤防との交点に至り、同所から同川堤防を北に進み、起点に至る線に囲まれた区域

3 面積

105ヘクタール

4 存続期間

平成20年11月 1 日から平成22年10月31日まで

1 名称

花園休猟区

2 区域

金沢市吉原町地内の一般国道359号と県道森本津幡線との交点を起点とし、同所から同県道を北東に進み市道森本12号四坊町線との交点に至り、同所から同市道を東に進み市道森本14号四王寺線との交点に至り、同所から同市道を東に進み市道森本65号四坊高坂線との交点に至り、同所から同市道を東に進み県道仮生堅田線との交点に至り、同所から同県道を東に進み市道森本62号北千石町線との交点に至り、同所から同市道を北東に進み県道中尾津幡線との交点に至り、同所から同県道を南東に進み一般国道359号との交点に至り、同所から同国道を南西に進み一般国道304号との交点に至り、同所から同国道を北西に進み一般国道359号との交点に至り、同国道を北西に進み起点に至る線に囲まれた区域

3 面積

1,812ヘクタール

4 存続期間

平成20年11月 1 日から平成23年10月31日まで

1 名称

尾長休猟区

2 区域

羽咋市中央町地内の一般国道415号と一般国道249号との交点を起点とし、同所から一般国道249号を北に進み羽咋川左岸との交点に至り、同所から同川左岸を上流に進み邑知潟鳥獣保護区との交点に至り、同所から同保護区の南側の境界を北東に進み四柳町地内の市道余喜83号線との交点に至り、同所から同市道を北東に進み一般県道函屋酒井線との交点に至り、同所から同県道を南に進み一般国道159号との交点に至り、同所から同国道を南西に進み一般国道415号との交点に至り、同所から同国道を西に進み起点に至る線に囲まれた区域

3 面積

1,260ヘクタール

4 存続期間

平成20年11月 1 日から平成23年10月31日まで

1 名称

横田休猟区

2 区域

七尾市中島町田岸地内の一般国道249号と市道谷内漆谷線との交点を起点とし、同所から同市道を西に進み主要地方道富来中島線との交点に至り、同所から同主要地方道を北西に進み一般県道河内藤野線との交点に至り、同所から同県道を北東に進み市道別所岳公園線との交点に至り、同所から同市道を東に進み林道別所岳線との交点に至り、同所から同林道を南に進み作業道との交点に至り、同所から同作業道を東に進み、通称横見飲供取水口に至り同所から市道横見線を東に進み一般国道249号との交点に至り、同所から同国道を南西に進み起点に至る線に囲まれた区域

3 面積

2,355ヘクタール

4 存続期間

平成20年11月 1 日から平成23年10月31日まで

1 名称

サビヤ山休猟区

2 区域

輪島市門前町皆月地内の皆月川河口左岸を起点とし、同所から同川左岸を上流に進み一般県道五十洲亀部田線との交点（皆月新橋）に至り、同所から同県道を南東に進み主要地方道輪島浦上線との交点に至り、同所から同主要地方道を南に進み市道田村亀部田線との交点（亀部田大橋）に至り、同所から同市道を南に進み一般国道249号との交点に至り、同所から同国道を南西に進み一般県道鹿磯港道下線との交点に至り、同所から同県道を北に進み八ヶ川右岸との交点に至り、同所から同川右岸を下流に進み海岸汀線との交点に至り、同所から海岸汀線を北に進み起点に至る線に囲まれた区域のうち猿山鳥獣保護区及び清水鳥獣保護区を除いた区域

3 面積

2,930ヘクタール

4 存続期間

平成20年11月 1 日から平成23年10月31日まで

1 名称

久手川休猟区

2 区域

輪島市河井町地内の一般国道249号と主要地方道七尾輪島線との交点を起点とし、同所から同国道を東に進み市道嶽登山線との交点に至り、同所から同市道を南東に進み林道高鉢線との交点に至り、同所から同林道を南東に進み林道神田川線との交点に至り、同所から同林道を西に進み主要地方道七尾輪島線との交点に至り、同所から同主要地方道を北に進み市道横地線との交点に至り、同所から同市道を北に進み主要地方道七尾輪島線との交点に至り、同所から同主要地方道を北に進み起点に至る線に囲まれた区域

3 面積

1,410ヘクタール

4 存続期間

平成20年11月 1 日から平成23年10月31日まで

1 名称

春日野休猟区

2 区域

珠州市宝立町鶏飼地内の一般国道249号と主要地方道珠洲穴水線との交点を起点とし、同所から同主要地方道を西に進み柏原・善野集落を経由し、同市宝立町小屋地内の小屋ダム管理道との交点に至り、同所から同管理道を北西に進み市道681号線との交点に至り、同所から同市道を北に進み一般県道若山上戸線との交点に至り、同所から同県道を北北東に進み広域基幹林道宝立山線との交点に至り、同所から同林道を北東に進み普通林道山去線との交点に至り、同所から同林道を南東に進み同市上戸町清水地内の市道98号線との交点に至り、同所から同市道を東に進み市道 8 - 2 号線との交点に至り、同所から同市道を東に進み市道102号線との交点に至り、同所から同市道を東に進み一般国道249号との交点に至り、同所から同国道を南に進み起点に至る線に囲まれた区域

3 面積

2,250ヘクタール

4 存続期間

平成20年11月 1 日から平成23年10月31日まで

石川県告示第575号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第 1 項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定した。

平成20年10月31日

1 名称

新保特定猟具使用禁止区域

2 区域

加賀市伊切町地内の新堀川右岸の海岸汀線を起点とし、海岸汀線沿いに北東に進み加賀市と小松市との行政区界に至り、同所から同行政区界を南東に進み、一般県道潮津串線との交点に至り、同所から同県道を南西に進み、一般県道新保矢田野線との交点に至り、同所から同県道を南東に進み、市道 C 第 51 号線との交点に至り、同所から同市道を西に進み、市道 C 第 461 号線との交点に至り、同所から同市道を西に進み新堀川に至り、同所から新堀川右岸沿いに北西に進み起点に至る線に囲まれた区域

3 面積

578ヘクタール

4 存続期間

平成20年11月 1 日から平成30年10月31日まで

5 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

1 名称

勅使特定猟具使用禁止区域

2 区域

加賀市勅使町地内の主要地方道山中伊切線と市道 B 147 号線との交点を起点とし、同所から同市道を東に進み矢田野用水との交点に至り、同所から同用水を北東に進み市道 B 150 号線との交点に至り、同所から同市道を南東に進み、宇谷野工業団地管理用道との交点に至り、同所から同管理用道を南に進み同管理用道が東に曲がる地点から、谷沿いに南南西に進み動橋川との交点に至り、同所から動橋川右岸を北西に進み主要地方道山中伊切線との交点に至り、同所から同主要地方道を北に進み起点に至る線に囲まれた区域

3 面積

5 ヘクタール

4 存続期間

平成20年11月 1 日から平成30年10月31日まで

5 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

1 名称

徳久特定猟具使用禁止区域

2 区域

能美市高座町地内の主要地方道小松鶴来線と市道高座 3 号線との交点を起点とし、同所から同市道を北北西に進み西山山沿いの農道との交点に至り、同所から同農道を北西に進み農道秋常 9 号線との交点に至り、同所から同農道を南西に進み県道松任寺井線との交点に至り、同所から同県道を北に進み宮竹用水支流との交点に至り、同所から同用水支流を北東に進み県道徳久粟生線との交点に至り、同所から同県道を南東に進み主要地方道小松鶴来線との交点に至り、同所から同県道を南西に進み起点に至る線に囲まれた区域

3 面積

28ヘクタール

4 存続期間

平成20年11月 1 日から平成30年10月31日まで

5 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

1 名称

大日川特定猟具使用禁止区域

2 区域

白山市上野町地内の主要地方道小松鳥越鶴来線と市道釜清水上野線との交点を起点とし、同所から同市道を南に進み市道釜清水河合線との交点に至り、同所から同市道を南に進み一般国道360号との交点に至り、同所から同国道を西に進み釜清水隧道を経て主要地方道小松鳥越鶴来線との交点に至り、同所から同主要地方道を南に進み、市道神子清水五十谷線との交点に至り、同所から同市道を南西に進み堂川との交点に至り、同所から同川の左岸を下流に進み大日川との交点に至り、同所から同川の左岸を下流に進み同市出合町地内の大日川第二発電所鳥越分室に至り、同所から市道発電管理所線を北に進み市道別宮下出合線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み一般県道布橋出合線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み一般国道360号との交点に至り、同所から同国道を北西に進み市道三坂 1 号との交点に至り、同所から同市道を北東に進み主要地方道小松鳥越鶴来線との交点に至り、同所から同主要地方道を北東に進み起点に至る線に囲まれる区域

3 面積

212ヘクタール

4 存続期間

平成20年11月 1 日から平成30年10月31日まで

5 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

1 名称

山田堤特定猟具使用禁止区域

2 区域

金沢市塚崎町地内の山田堤の水面及びその周囲50メートルの区域

3 面積

6ヘクタール

4 存続期間

平成20年11月 1 日から平成30年10月31日まで

5 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

1 名称

堀松特定猟具使用禁止区域

2 区域

羽咋郡志賀町堀松地内の米町川橋右岸を起点とし、同所から米町川右岸を下流に進み海岸汀線との交点に至り、同所から同海岸汀線を北西に進み町道町海岸線との交点に至り、同所から同町道を北に進み町道川尻上野線との交点に至り、同所から同町道を西に進み町道町火葬場線との交点に至り、同所から同町道を北東に進み主要地方道志賀富来線との交点に至り、同所から同主要地方道を北西に進み町道志賀の郷線との交点に至り、同所から同町道を北東に進み一般国道249号との交点に至り、同所から同国道を南に進み起点に至る線に囲まれた区域

3 面積

437ヘクタール

4 存続期間

平成20年11月 1 日から平成30年10月31日まで

5 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

1 名称

七尾南湾特定猟具使用禁止区域

2 区域

七尾市屏風崎南端を起点とし、同所から満潮時海岸線に沿い北東に進み、同市松鼻南東端に至り、同所から直線で南東に進み、同市鵜浦町地内の観音崎に至り、同所から満潮時海岸線に沿い南西に進み七尾港を経て石崎町地内の屏風岬に至り、同所から直線で北東に進み起点に至る線に囲まれた区域

3 面積

3,880ヘクタール

4 存続期間

平成20年11月 1 日から平成30年10月31日まで

5 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

1 名称

米出特定猟具使用禁止区域

2 区域

羽咋郡宝達志水町北川尻地内の一般国道249号と町道北川尻 1 号線との交点を起点とし、同所から同町道を西北西に進み海岸汀線との交点に至り、同所から同海岸汀線を北北東に進み同町宿と同町敷浪との字界に至り、同所から同字界を東南東に進み一般国道249号との交点に至り、同所から同国道を南南西に進み起点に至る線に囲まれた区域

3 面積

732ヘクタール

4 存続期間

平成20年11月 1 日から平成30年10月31日まで

5 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

1 名称

七尾特定猟具使用禁止区域

2 区域

七尾市大田町（海門寺）地内の湾岸道路と一般県道庵鷺浦大田新線との交点を起点とし、同所から同県道を南西に進み一般国道160号との交点に至り、同所から同国道を南東に進み市道東湊62号線との交点に至り、同所から同市道を南西に進み市道矢田郷81号線を経由し、市道德田29号線に至り、同市道を南西に進み市道德田20号線との交点に至り、同所から同市道を北に進み市道德田84号線との交点に至り、同所から同市道を北に進み一般国道159号との交点に至り、同所から同国道を南西に進み市道德田173号線との交点に至り、同所から同市道を北に進み御祓川との交点に至り、同所から同川を北に進み市道矢田郷210号線との交点に至り、同所から同市道を西に進み主要地方道羽咋七尾線及び市道西湊77号線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み一般国道249号と歩道との交点に至り、同所から同歩道を北東に進み西念寺を経て市道西湊 3 号線に接続し東に進み J R 七尾線小島第 1 踏切に至り、同所から J R 七尾線を南東に進み市道七尾西21号線の延長線との交点に至り、同所から同市道を北東に進み途中市道七尾西24号線に接続し北東に進み市道七尾西 1 号線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み市道西湊22号線との交点に至り、同所から同市道を北東に進み主要地方道七尾輪島線との交点に至り、同所から同県道を北西に進み市道西湊27号線との交点に至り、同所から同市道を北東に進み七尾湾に至り、同所から同湾沿岸を東に進み起点に至る線に囲まれた区域

3 面積

1,273ヘクタール

4 存続期間

平成20年11月 1 日から平成30年10月31日まで

5 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

1 名称

保生池特定猟具使用禁止区域

2 区域

輪島市町野町金蔵地内の保生池の水面及びその周囲50メートルの区域

- 3 面積
3 ヘクタール

- 4 存続期間
平成20年11月 1 日から平成30年10月31日まで

- 5 禁止に係る特定猟具の種類
銃器

-
- 1 名称
宮崎地区特定猟具使用禁止区域

- 2 区域
鳳珠郡能登町字九里川尻地内の九里川尻川の河口右岸を起点として、同所から海岸汀線を東に進み城ヶ崎を經由して白丸川の河口右岸との交点に至り、同所から主要地方道能都内浦線を西に進み下佐橋に至り、同所から九里川尻川右岸を下流に進み起点に至る線に囲まれた区域

- 3 面積
110ヘクタール

- 4 存続期間
平成20年11月 1 日から平成30年10月31日まで

- 5 禁止に係る特定猟具の種類
銃器